※「現行」は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(令和三年政令第二百八十五号)第二条による改正後のもの○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)(抄)地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

十号)第十八二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格)	□ 標 準 事 務 □ 手数料を徴収する事務 □ 金 額 □ 団 要 3 1 2 2 3 3 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4
二十号)第十八十二 高圧ガス においま 高圧ガス においま かん にいま こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ こうしょ	(各) (各)	標準事務 手数料を徴収する事務 金額 電温 電池 電池 電池 電池 電池 電池 電池

	する 事 務	試験の実施に関	づく販売主任者	二項の規定に基	状の交付及び同	く販売主任者免	条の規定に基づ	は同法第二十九	者試験の実施又	る製造保安責任	第二項に規定す	安法第三十一条	づく高圧ガス保	同号の規定に基	免状の交付及び	製造保安責任者	の規定に基づく	条第二項第一号
																保安責任者試験の実施	第二項に規定する製造	ガス保安法第三十一条
ては、九千八百円) ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責百円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあ	提出する場合にあって、電子情報処理組円(電子情報処理組	る製造	口 丙種化学責任者免	、一万千百円)	ず	組織により受験願書	いて「電子情報処理	及び八十七の項にお	る場合(以下この項	て受験願書を提出す	報処理組織を使用し	項に規定する電子情	一項の規定により同	五十一号)第六条第	平成十四年法律第百	進等に関する法律(を活用した行政の推	百円(情報通信技術
	する 事 務	HH	→ ~ ·	二項の規定に基		く販売主任者免	条の規定に基づ	は同法第二十九	者試験の実施又	る製造保安責任	第二項に規定す	安法第三十一条	づく高圧ガス保	同号の規定に基	免状の交付及び	製造保安責任者	の規定に基づく	条第二項第一号
																保安責任者試験の実施	第二項に規定する製造	ガス保安法第三十一条
ては、八千八百円) ては、八千八百円) ては、八千八百円) ては、八千二百円) ては、八千二百円)	提出する場合にあった者により受験願書を用(電子情報処理組円)のである。	状に係る製造保安責	口 丙種化学責任者免	八千八百円	提出する場合」とい	織により受験願書を	て	び八十七の項にお	場合	受験願書を提出する	処理組織を使用し	に規定する電子情報	項の規定により同	十一号)第六条第	成十四年法律第百五	等に関する法律	活用した行政の	円

						の実施	基づく販売主任者試験	十一条第二項の規定に	6 高圧ガス保安法第三																	
出する場合にあってにより受験願書を提(電子情報処理組織	者試験 七千二百円 会状に係る販売主任	口 第二種販売主任者	八千五百円)	る場合にあっては、	り受験願書を提出す	子情報処理組織によ	者試験 九千円 (電	免状に係る販売主任	イ 第一種販売主任者	百円)	にあっては、九千八	願書を提出する場合	処理組織により受験	万三百円(電子情報	保安責任者試験 一	任者免状に係る製造	ホ 第三種冷凍機械責	千百円)	合にあっては、一万	験願書を提出する場	報処理組織により受	万千六百円(電子情	保安責任者試験	任者免状に係る製造	二 第二種冷凍機械責	
						の実施	基づく販売主任者試験	十一条第二項の規定に	6 高圧ガス保安法第三																	

四条第一項、第 換え 四条第一項、第 か十六 銀所持等取締法 3 銀所持等取締法 3 銀門持等取締法 3 銀門持等取締法 4 本法第二項の規 4 本語の記 4 本語の記 <th>六十二~六十五 (略)</th> <th>変新の申請に対する審</th> <th>取引士証の有効期間の</th> <th>規定に基づく宅地建物</th> <th>二十二条の三第一項の</th> <th>5 宅地建勿取引業去第 四千五百円</th> <th>変付の申請に対する審 マイカー マイカー マイカー マイカー マイカー マイカー マイ・マー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー</th> <th>く宅地建物取引士証の</th> <th>る事務 は第五項の規定に基づ</th> <th>物取引士に関す 二十二条の二第一項又</th> <th>に基づく宅地建 4 宅地建物取引業法第 四千五百円</th> <th>三第一項の規定 3 (略)</th> <th>に第二十二条の</th> <th>及び第五項並び 資格登録簿への登録</th> <th>二条の二第一項 基づく宅地建物取引士</th> <th> 二十条、第二十 十八条第一項の規定に </th> <th>十九条の二、第 2 宅地建物取引業法第 三万七千円</th> <th>八条第一項、第 資格試験の実施</th> <th>条第一項、第十 基づく宅地建物取引士</th> <th>取引業法第十六 十六条第一項の規定に</th> <th>六十一 宅地建物 1 宅地建物取引業法第 八千二百円</th> <th>五十三~六十 (略)</th> <th>は、六千七百円)</th>	六十二~六十五 (略)	変新の申請に対する審	取引士証の有効期間の	規定に基づく宅地建物	二十二条の三第一項の	5 宅地建勿取引業去第 四千五百円	変付の申請に対する審 マイカー マイカー マイカー マイカー マイカー マイカー マイ・マー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	く宅地建物取引士証の	る事務 は第五項の規定に基づ	物取引士に関す 二十二条の二第一項又	に基づく宅地建 4 宅地建物取引業法第 四千五百円	三第一項の規定 3 (略)	に第二十二条の	及び第五項並び 資格登録簿への登録	二条の二第一項 基づく宅地建物取引士	二十条、第二十 十八条第一項の規定に	十九条の二、第 2 宅地建物取引業法第 三万七千円	八条第一項、第 資格試験の実施	条第一項、第十 基づく宅地建物取引士	取引業法第十六 十六条第一項の規定に	六十一 宅地建物 1 宅地建物取引業法第 八千二百円	五十三~六十 (略)	は、六千七百円)
内容内容内容内容内容中区 </td <td>六十二~六十五 (略)</td> <td>の申請に対する審査</td> <td>者証の有効期間の更新</td> <td>規定に基づく取引主任</td> <td>二十二条の三第一項の</td> <td>5 宅地聿勿取引業去第四千五百円</td> <td>の申請に対する審査</td> <td>く取引主任者証の交付</td> <td>関する事務は第五項の規定に基づ</td> <td>物取引主任者に 二十二条の二第一項又</td> <td>に基づく宅地建 4 宅地建物取引業法第 四千五百円</td> <td>三第一項の規定 3 (略)</td> <td>に第二十二条の録</td> <td>及び第五項並び 任者資格登録簿への登</td> <td>二条の二第一項 基づく宅地建物取引主</td> <td>二十条、第二十二十八条第一項の規定に</td> <td>十九条の二、第 2 宅地建物取引業法第 三万七千円</td> <td>八条第一項、第 任者資格試験の実施</td> <td>条第一項、第十 基づく宅地建物取引主</td> <td>取引業法第十六 十六条第一項の規定に</td> <td>六十一 宅地建物 1 宅地建物取引業法第 七千円</td> <td>五十三~六十 (略)</td> <td> は、五千七百円) </td>	六十二~六十五 (略)	の申請に対する審査	者証の有効期間の更新	規定に基づく取引主任	二十二条の三第一項の	5 宅地聿勿取引業去第四千五百円	の申請に対する審査	く取引主任者証の交付	関する事務は第五項の規定に基づ	物取引主任者に 二十二条の二第一項又	に基づく宅地建 4 宅地建物取引業法第 四千五百円	三第一項の規定 3 (略)	に第二十二条の録	及び第五項並び 任者資格登録簿への登	二条の二第一項 基づく宅地建物取引主	二十条、第二十二十八条第一項の規定に	十九条の二、第 2 宅地建物取引業法第 三万七千円	八条第一項、第 任者資格試験の実施	条第一項、第十 基づく宅地建物取引主	取引業法第十六 十六条第一項の規定に	六十一 宅地建物 1 宅地建物取引業法第 七千円	五十三~六十 (略)	は、五千七百円)

第三十五条の	関する法 第一項の規定取引の通	が及引の箇一片る去聿第三の保安の確 保及び取引の		七十四~七十八 (略)	に関する事務	電気工事士免状	の規定に基づく	一項及び第五条	十号)第四条第	年政令第二百六	令(昭和三十五	気工事士法施行	第二項並びに電え	十九号)第四条 電気工事士免状の書換	五年法律第百三 第五条の規定に基づく	士法(昭和三十 3 電気工事	七十三 電気工事 1・2 (略)	六十六の二~七十二の三 (略)	務	許可に関する事	刀剣類の所持の	づく銃砲等又は	二項の規定に基	に第七条の三第	及び第二項並び	、第七条第一項	、第六条第一項	四条の四第一項 4・5 (略)
設置及び管	一十五条の六	上丘条の六 一適正化に関 ハ												免状の書換	定に基づく	工事士法施行令												
の数が一万戸以上の	ている一般消費者等か販売募糸を終糸し	žį	•													二千七百円												
律第三十五条の	正化に関する法のの通	呆及が反引り適 ガスの保安の確	七十九 液化石油	七十四~七十八	に関する事務	電気工事士免状	の規定に基づく	一項及び第五条	十号)第四条第	年政令第二百六	令(昭和三十五	気工事士法施行	第二項並びに電	十九号)第四条	五年法律第百三	士法(昭和三十	七十三 電気工事	六十六の二~七十	務	許可に関する事	刀剣類の所持の	づく銃砲等又は	二項の規定に基	に第七条の三第	及び第二項並び	、第七条第一項	、第六条第一項	四条の四第一項
	第一項の規定に基づく保置する法律第三十五条の方					7/1	`	不	37		-11.	11	え	電気工事士免状の書換	第五条の規定に基づく	3 電気工事士法施行令	1 2 (略)	- 二の三 (略)		-				<i>N</i> 3				4 · 5 (略)
の数が一万戸以上の	ている一般消費者等か販売募糸を終続し	が反長契約を滞吉した。当該申請を行う者	イ・ロ													田里十二												

四第一項及び第	律第三十八条の	正化に関する法	保及び取引の適	ガスの保安の確	八十七 液化石油	八十二~八十六	事務	の許可に関する	くは装置の変更	構造、設備若し	給設備の位置、	変更又は特定供	若しくは設備の	設の位置、構造	に基づく貯蔵施	二第一項の規定	律第三十七条の	正化に関する法	保及び取引の適	ガスの保安の確	八十一 液化石油	八十 (略)	Ť	务	認定に関する事	び管理の方法の	保機器の設置及	に基づく保安確	ア第一項の規定
に基づく液化石油ガス	八条の五第二項の規定	化に関する法律第三十	の確保及び取引の適正	4 液化石油ガスの保安	1~3 (略)	(略)						查	の許可の申請に対する審	設備若しくは装置の変更	供給設備の位置、構造、	くは設備の変更又は特定	蔵施設の位置、構造若し	第一項の規定に基づく貯	する法律第三十七条の二	保及び取引の適正化に関	液化石油ガスの保安の確							対する審査	理の力法の認定の申請に
七百円)	にあっては、二万二千	験願書を提出する場合	情報処理組織により受	二万三千二百円(電子														た金額	給設備の数を乗じて得	る貯蔵施設又は特定供	一万五千円に変更に係								場合 ナアノヨア
																													_
四第一項及び第	律第三十八条の	正化に関する法	保及び取引の適	ガスの保安の確	八十七 液化石油	八十二~八十六	事務	の許可に関する	くは装置の変更	構造、設備若し	給設備の位置、	変更又は特定供	若しくは設備の	設の位置、構造	に基づく貯蔵施	二第一項の規定	律第三十七条の	正化に関する法	保及び取引の適	ガスの保安の確	八十一 液化石油	八十(略)	Ž		認定に関する事	び管理の方法の	保機器の設置及	に基づく保安確	プ第一項の規定
	八条の五第二項の規定	化に関する法律第三十	の確保及び取引の適正	4 液化石油ガスの保安	1~3 (略)	(略)						査	の許可の申請に対する審	設備若しくは装置の変更	供給設備の位置、構造、	くは設備の変更又は特定	蔵施設の位置、構造若し	第一項の規定に基づく貯	する法律第三十七条の二	保及び取引の適正化に関	液化石油ガスの保安の確							対する審査	理の対法の認気の目許に
	あっては、	願書を提出する場合に	報処理組織により受験	二万千四百円														た金額	給設備の数を乗じて得	る貯蔵施設又は特定供	一万七千円に変更に係								場合

一・二 (略)	大十八条の五第二芸術士記縣の実施中務表事務表事務表事務表事務表事務表事務表事務表中表中表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日表日ま日
ものについては一件についての金額とする。この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定め及び字句の意味によるものとする。この表中の用語の意義及び字句の意味は、されぞれ上欄に規定すー。	一